

第16回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 平成30年9月25日(火曜日)

開催場所 標茶町役場議場

○議事日程

- | | | |
|-----|---|-----|
| 第 1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 第 2 | 会期決定について | |
| 第 3 | 会務報告 | |
| 第 4 | 報告第44号 農用地利用調整・あっせん申出に係る
あっせん委員の指名について | 5件 |
| 第 5 | 報告第45号 農用地譲渡申出に係るあっせん結果について | 4件 |
| 第 6 | 報告第46号 農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について | 1件 |
| 第 7 | 議案第75号 農用地の賃貸借に係る合意解約について | 1件 |
| 第 8 | 議案第76号 農地法第3条の規定による許可申請について | 2件 |
| 第 9 | 議案第77号 農地法第5条の規定による許可申請について | 1件 |
| 第10 | 議案第78号 農用地の買入協議に係る要請について | 1件 |
| 第11 | 議案第79号 農用地利用集積計画の作成の要請について | 16件 |

○出席委員(14名)

1番	澁谷 洋 君	3番	高原 文男 君	4番	橘 澄子 君
5番	嶋中 勝 君	6番	甲斐やす子 君	7番	森田 享子 君
8番	大泉 義明 君	9番	渡邊 裕義 君	10番	平間 清 君
12番	熊谷 英二 君	13番	津野 齊 君	14番	笛木 眞一 君
15番	高橋 政寿 君	16番	佐瀬日出夫 君		

○議事参与の制限を受けた委員(名)

番 君 番 君 番 君

○欠席委員(2名)

2番 高松 俊男 君 11番 類瀬 正幸 君

○その他出席者

事務局長 相撲 浩信 君
主 査 高橋 望 君

振興係長 小幡 裕也 君
主 事 湊谷 省吾 君

(会長 佐瀬日出夫君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長(佐瀬日出夫君) 只今から第16回標茶町農業委員会総会を開会致します。

只今の出席委員は14名、欠席2名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立致しました。

(午前10時33分開会)

◎開会の宣告

○会長(佐瀬日出夫君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

9番・渡邊君 10番・平間君

を指名致します。

◎会期の決定について

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第2。会期決定を議題と致します。

第16回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りと致したいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定致しました。

◎会務報告

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配布のとおりであります。

◎報告第44号

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第4。報告第44号、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、内容5件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号5まで内容5件について、審議の都合上一括議題に供したいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号5まで内容5件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係(湊谷省吾君) はい。

報告第44号について説明させていただきます。

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員を次のとおり指名したので報告するものであります。

指名したあっせん委員は、別紙のとおり5件となっております。

番号1。

あっせん申出者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

申出面積、48.3ha。

指名年月日、平成30年8月28日。

申出の種類、売買。

指名あっせん委員、澁谷委員、高原委員、熊谷委員、高橋委員。

なお、番号2から番号4まで申出の種類が、番号1と同じであるため説明を省略させていただきます。

番号2。

あっせん申出者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

申出面積、4.4ha。

指名年月日、平成30年9月3日。

指名あっせん委員、高松委員、高原委員、熊谷委員、高橋委員、橋委員。

なお番号3につきまして、指名年月日、指名あっせん委員が番号2と同じであるため、説明を省略させていただきます。

番号3。

あっせん申出者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

申出面積、91.9ha。

番号4。

あっせん申出者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

申出面積、33.1ha。

指名年月日、平成30年9月7日。

指名あっせん委員、高原委員、森田委員、大泉委員、笛木委員。

番号5。

あっせん申出者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

申出面積、120.5ha。

指名年月日、平成30年9月10日。

申出の種類、賃貸借。

指名あっせん委員、高松委員、高原委員、熊谷委員、高橋委員。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君）以上をもって、番号1から番号5まで内容5件について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君）ご質疑ないものと認めます。

番号1につきましては、あっせん委員長であります澁谷委員より、報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 1番・澁谷君。

○1番（澁谷 洋君） 1番・澁谷。

報告第45号、番号1について報告致します。

平成29年11月29日に、あっせん委員の指名があり、平成29年12月4日に熊谷委員、高松委員、平間委員と私、事務局より相撲局長、湊谷主事で現地調査を行い価格を決定し、あっせん委員長に互選された私より、XXXXXXXXXXさんに価格を提示したところ、譲渡の承諾を得たので平成29年12月19日に役場中会議室において、第2回あっせん委員会を開催し買受け希望者を調整したところ、XXXXXXXXXXさん、XXXXXXXXXXさんに決定しましたが、譲受人より公益財団法人 北海道農業公社による農地保有合理化事業の実施の要望がありましたので、町に対し借入協議の要請を行うものであります。

詳細については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びににあっせんにあられました、1番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については報告のとおり承認されました。

（XXXXXXXXXX君復席）

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

番号2。

あっせん譲渡申出者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

あっせん委員長、嶋中委員。

あっせん委員、渡邊委員、熊谷委員。

報告年月日、平成30年8月17日。

譲受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字西熊牛原野西4線127。

現況地目、畑。

面積、937㎡外2筆、合計面積は5,930㎡。

価格、75,000円。

譲受人氏名、XXXXXXXXXXさん。

予定資金関係、自己資金。

続いて土地の所在、字栄241。

現況地目、畑。

面積、1, 341 m²。

価格、32, 000円。

譲受人氏名、XXXXXXXXXXさん。

予定資金関係は、自己資金。

続いて土地の所在、字西熊牛原野西2線117。

現況地目、畑。

面積、1, 152 m²。

価格、21, 000円。

譲受人氏名、XXXXXXXXXXさん。

予定資金関係、自己資金となっております。

合計5筆、合計面積は8, 423 m²、合計の価格は128, 000円となっております。

番号2につきましては、あっせん委員長であります嶋中委員より、報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 5番・嶋中君。

○5番（嶋中 勝君） 5番・嶋中。

報告第45号、番号2について報告致します。

平成30年7月27日に、あっせん委員の指名がありました。

現地確認なんですけれども、この土地は平成24年に一度あっせんがありまして、その時に号線などが残ってまして、一回確認しておりますので、今回は特に確認しておりません。

あっせん委員長につきましては、渡邊委員、熊谷委員と私の中から、私が互選されまして、XXXXXXXXXXさんに価格を提示したところ、譲渡の承諾を得ましたので、平成30年8月17日にXXXXXXXXXXにおいて第2回あっせん委員会を開催し、譲受希望者を調整したところ、XXXXXXXXXXさん、XXXXXXXXXXさんに決定致しました。

詳細については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、5番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については報告のとおり承認されました。

続いて番号3を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

番号3について説明させていただきます。

番号3。

あっせん譲渡申出者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

あっせん委員長、嶋中委員。

あっせん委員、渡邊委員、熊谷委員。

報告年月日、平成30年8月17日。

譲受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字西熊牛原野西29-5。

現況地目、畑。

面積、2,687㎡外6筆、合計面積は34,447.29㎡。

価格、206,000円。

譲受人氏名、[REDACTED]さん。

予定資金関係は、自己資金。

続いて土地の所在、字西熊牛原野西4線65-6。

現況地目、採放地。

面積、138㎡。

価格、1,000円。

譲受人氏名、[REDACTED]さん。

予定資金関係は、自己資金。

続いて土地の所在、字西熊牛原野29-2。

現況地目、採放地。

面積、12,851㎡外3筆、合計面積が49,124㎡。

価格、261,000円。

譲受人氏名は、[REDACTED]さん。

予定資金関係は、自己資金。

合計12筆、合計面積は83,709.29㎡、合計の価格は468,000円となっております。

番号3につきましては、あっせん委員長であります嶋中委員より、報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 5番・嶋中君。

○5番（嶋中 勝君） 5番・嶋中。

報告第45号、番号3について報告致します。

平成30年8月2日に、あっせん委員の指名があり、平成30年8月7日に渡邊委員、熊谷委員と私、事務局より相撲局長、湊谷主事で現地調査を行い、価格を決定し、あっせん委員長に互選された私より、[REDACTED]さんに価格を提示したところ、譲渡の承諾を得ましたので、平成30年8月17日に[REDACTED]において第2回あっせん委員会を開催し、譲受希望者を調整したところ、[REDACTED]さん、[REDACTED]さん、[REDACTED]さんに決定致しました。

詳細については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号3について事務局の説明、並びににあっせんにあられました、5番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

年間賃借料、151,840円。

借受人氏名、[]さん。

続いて、土地の所在、字上オツツベツ原野基線67-1。

現況地目、畑。

面積、31,209㎡外2筆、合計面積は84,913㎡。

年間賃借料、35,300円。

借受人氏名、[]さん。

続いて、土地の所在、字ヌマオロ原野東1線82-1。

現況地目、畑。

面積、23,298㎡外2筆、合計面積は62,576㎡。

年間賃借料、35,980円。

借受人氏名、[]さん。

続いて、土地の所在、字ヌマオロ原野26-1。

現況地目、畑。

面積、18,932㎡外27筆、合計面積は740,043.33㎡。

年間賃借料、474,260円。

借受人氏名、[]さん。

合計46筆、合計面積は1,205,662.33㎡となっております

なお番号1につきましては、あっせん委員であります熊谷委員より、報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 12番・熊谷君。

○12番（熊谷英二君） 12番・熊谷。

報告第46号、番号1について報告致します。

9月18日に役場中会議室においてあっせん委員会があり、あっせん委員には高原委員、高松委員、高橋委員と私が指名され、事務局より湊谷主事が出席し開催されました。

この農地は、[]さん、[]さん、[]さんより、あっせん申出があり、北海道農業公社が買入を実施した農地であり、5年後に公社より取得予定の[]さん、[]さん、[]さん、[]さんへ賃貸するものです。

内容については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、12番・熊谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、報告第46号内容1件については報告のとおり承認されました。

（[]君復席）

◎議案第75号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第7。議案第75号、農用地の賃貸借に係る合意解約について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

議案第75号について説明させていただきます。

農用地の賃貸借に係る合意解約について、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知があった下記の件について、意見を求めるものであります。

合意解約の通知があった土地の表示、別紙のとおり1件であります。

番号1。

賃貸人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

賃借人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の表示、字上多和120-8の内。

地目、登記簿、牧場。

現況、畑。

面積、60,175㎡。

設定内容は、賃貸借。

契約年月日は、平成29年4月28日。

契約期間は、平成29年4月28日から平成34年4月27日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日は、平成30年9月4日。

土地の引渡し時期は、平成30年9月4日となっております。

なお、調査結果につきましては、大泉委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 8番・大泉君。

○8番（大泉義明君） 8番・大泉。

議案第75号、番号1について報告致します。

9月20日に、現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃貸人XXXXXXXXXXさんの要望により、賃借人XXXXXXXXXXさんと合意解約するものです。

解約後の農地につきましては、あっせん申出を行うものです。

土地の引渡し時期は平成30年9月4日で、賃貸借の解約が合意された年月日は平成30年9月4日と確認しており、引渡し期限前6カ月以内に成立しているため、農地法第18条第1項第2号の要件を満たし、知事の許可が不要であると判断致しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられたました8番・大泉君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第75号、内容1件については原案可決されました。

◎議案第76号

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第8、議案第76号、農地法第3条の規定による許可申請について内容2件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係(湊谷省吾君) はい。

議案第76号についてご説明させていただきます。

農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による農地等の権利移転(設定)の許可申請があった下記の件について、議決を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり2件となっております。

番号1。

貸付人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

借受人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX

XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字熊牛原野9線東12-1の内。

地目、登記簿、牧場。

現況、畑。

面積、14,573㎡外41筆、合計面積は691,368㎡となっております。

契約の種類、賃貸借(許可日から10年間)。

権利移転設定の理由、貸付人にとっては経営を中止するため、借受人にとっては経営規模拡大のため。

賃借料については、年間1,500,000円。

世帯員又は構成員、貸付人が2名、借受人が5名。

畑、採放地につきましては、貸付人が691,368㎡、借受人が3,252,082㎡、うち借入地が1,424,057㎡となっております。

経営の状況につきましては、省略させていただきます。

番号1につきまして、調査委員であります渡邊委員よりご報告をお願い致します。

○会長(佐瀬日出夫君) 9番・渡邊君。

○9番(渡邊裕義君) 9番・渡邊です。

議案第76号、番号1について報告致します。

9月11日に、事務局より調査依頼がありました。

9月14日に現地調査を行っております。

許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおりを確認しました。

貸付人のXXXXXXXXXXさんは、経営を中止をするために農地を貸付けし、借受人のXXXXXXXXXXさんは経営規模拡大のため今回の申請となり

ました。

権利を取得する、[redacted]の構成員、所有地及び経営地の状況は記載のとおり確認致しました。

[redacted]が申請地を借受け後、農地すべてについて、耕作を行い、農作業に常時従事するかについても、申請書に記載されたとおり確認を致しましたので、農地すべてについて耕作に常時従事すると認められます。

[redacted]の経営所有面積は申請地を含めると、合計面積が約69.1haとなりますので、下限面積要件は満たしています。

権利取得後に農作業に従事し、耕作することによる周辺農地への影響はなく、効率的かつ総合的に利用されると認められます。

以上のことから、農地法第3条第2項各項に該当せず、要件を満たしておりますので、許可については問題ないと判断致します。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられたました9番・渡邊君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

番号2についてご説明させていただきます。

番号2。

貸付人、[redacted]、[redacted]さん。

借受人、[redacted]、[redacted]さん。

土地の所在、字チャンベツ129-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、51,027㎡外24筆、合計面積が363,991㎡となっております。

契約の種類、使用貸借（許可日から25年間）。

権利移転設定の理由、長男に経営移譲するため、上記理由により営農を引き継ぐため。

世帯員又は構成員、貸付人が2名、借受人が5名となっております。

畑、採放地につきましては、貸付人が414,021㎡うち借入地が98,264㎡となっております。

経営の状況につきましては、省略させていただきます。

番号2につきましては、調査委員を甲斐委員に依頼しておりますので報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 6番・甲斐君。

○6番（甲斐やす子君） 6番・甲斐です。

議案第76号、番号2について報告致します。

9月3日に事務局より調査の依頼があり、9月13日に現地調査を行ってまいりました。

許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおり確認しました。

貸主の[]さんは、農業者年金を受給し後継者であります息子さんに、使用貸借により権利を譲渡するため今回の申請となりました。

権利を取得する息子さんの構成員、所有地及び経営地の状況は記載のとおり確認致しました。

家族間の経営移譲でありますので、息子さんが申請地を取得後、この農地すべてについて、耕作を行い、農作業に常時従事し、これまで同様に周辺農地へ影響なく効率的に利用されることが見込めると判断致します。

息子さんの耕作する農地面積は、36.3haとなりますので下限面積要件は満たしております。

これら調査の結果から、農地法第3条第2項各項に該当せず要件を満たしており、許可については問題ないと判断致します。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びに現地調査にあたられたました6番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

以上をもって、議案第76号、内容2件は原案可決されました。

◎議案第77号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第9。議案第77号、農地法第5条の規定による許可申請について、内容1件を議題といたします。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

議案第77号についてご説明させていただきます。

農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定による農地等転用のための権利移転（設定）の許可申請があった下記の件について、意見を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり1件となっております。

番号1。

所有者、[]、[]さん。

転用者、[]、[]さん。

土地の所在、字チャンベツ原野138-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、2,152㎡外1筆、合計面積は20,554㎡。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

契約内容、使用貸借。

転用目的、山砂採取。

転用計画内容、期間、許可日から平成31年10月28日まで。

採取量、6,067㎡。

事業費、5,018,000円。

番号1につきましては調査委員を、橘委員、甲斐委員、類瀬委員、津野委員に依頼しておりますが、甲斐委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 6番・甲斐君。

○6番（甲斐やす子君） 6番・甲斐です。

議案第77号、番号1について報告いたします。

9月10日に事務局より調査の依頼があり、9月12日に橘委員、類瀬委員、津野委員と私、事務局より高橋主査と、湊谷主事で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の1ページから3ページに記載されていますのでご覧下さい。

申請者は、借主の[]さんと、貸主の[]さんの土地に埋蔵される山砂採取を目的とし、一時転用の申請をするものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、また転用しようとする面積は記載のとおりと確認しています。

農地区分は、農振農用地区域内の農地と判断致します。

転用しようとする契約内容及び転用目的、転用計画については記載のとおり確認しております。

実行性、信用力については、転用に係る行為を遂行できると認められ、転用面積についても妥当な面積と判断致します。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められず、一時転用後の復元計画も確実と認められます。

農振農用地区域内の農地は原則不許可ですが、この農地から山砂採取という限定的な目的で、代替性もなく、一時転用ということからこの転用については問題ないものと判断致しました。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられたました6番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第77号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第78号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第10。議案第78号、農用地の買入協議に係る要請について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

議案第78号について説明させていただきます。

農用地の買入協議に係る要請について、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、所有権移転に係る利用調整申出のあった下記の農用地について、公益財団法人 北海道農業公社による買入が特に必要と認められるので、同法第16条第1項の規定に基づき、標茶町長に買入協議の要請をすることについて議決を求めるものであります。

所有権移転に係る利用調整申出のあった農用地は、別紙のとおり1件となっております。

番号1。

利用調整申出者、

■■■■、■■■■さん。

申出を受けた年月日、平成29年11月27日。

土地の所在、字オソツベツ647-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、74,727㎡外7筆、合計面積が450,720㎡となっております。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第78号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第79号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第11。議案第79号、農用地利用集積計画の作成の要請について、内容16件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号2まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件を一括議題と致します。

なお、■■番・■■君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になってお

りますので、除斥を求めます。

([REDACTED] 君退席)

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

議案第79号について説明させていただきます。

農用地利用集積計画の作成の要請について、下記の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、標茶町長に農用地利用集積計画の作成を要請することについて議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積計画、別紙のとおり16件であります。

番号1。

利用権の設定等を受ける者、 [REDACTED]、 [REDACTED] さん。

利用権の設定等をする者、 [REDACTED]、 [REDACTED]

[REDACTED] さん。

土地の所在、字ヌッパシユナイ9。

地目、登記簿、牧場。

現況、採放地。

面積、44,272㎡外11筆、合計の面積は401,629㎡。

利用権設定等の種類、利用権の移転。

利用権設定等の内容は、普通畑及び採放地。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の期間、平成30年9月27日から平成35年12月26日まで。

土地の引渡時期は、平成30年9月27日。

金額は、年間299,750円。

支払方法は、毎年12月10日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号2につきまして、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、土地の引渡時期、支払方法が番号1と同じであるため、説明を省略させていただきます。

番号2。

利用権の設定等を受ける者、 [REDACTED]、 [REDACTED] さん。

利用権の設定等をする者、 [REDACTED]、 [REDACTED]

[REDACTED] さん。

土地の所在、字熊牛原野21線東13-3。

地目、登記簿、牧場。

現況、採放地。

面積、21,294㎡外16筆、合計の面積は180,473.72㎡。

利用権の期間、平成30年9月27日から平成32年1月29日。

金額は、年間93,780円。

なお、番号1、番号2につきまして旧賃貸人は、 [REDACTED] さんとなっております。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって、番号1から番号2まで内容2件について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

利用権の期間、平成30年9月27日から平成35年8月4日まで。

金額は、年間35,300円となっております。

番号5。

利用権の設定等を受ける者、

さん。

利用権の設定等をする者、

さん。

土地の所在、字ヌマオロ原野東1線82-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、23,298㎡外2筆、合計の面積は62,576㎡。

利用権設定等の内容は、普通畑及び採放地。

利用権の期間、平成30年9月27日から平成35年8月4日まで。

金額は、年間35,980円となっております。

番号6。

利用権の設定等を受ける者、

さん。

利用権の設定等をする者、

さん。

土地の所在、字ヌマオロ原野26-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、18,932㎡外27筆、合計の面積は740,043.33㎡。

利用権設定等の内容は、普通畑及び採放地及び施設用地。

利用権の期間、平成30年9月27日から平成35年8月4日。

金額は、年間474,260円となっております。

なお、番号3から番号6まで、すべてあっせん案件のため改めての調査は行っておりません。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって、番号3から番号6まで内容4件について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3から番号6まで、内容4件は原案可決されました。

続いて番号7を議題と致します。

なお、番・君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

（君退席）

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

番号7。

利用権の設定等を受ける者、
さん。

利用権の設定等をする者、
さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野基線48-2。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、20,429㎡外5筆、合計の面積は206,534㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の期間、平成30年9月27日から平成35年8月4日まで。

土地の引渡時期は、平成30年9月27日。

金額は、年間151,840円。

支払方法は、毎年12月10日までに指定口座振込みとなっております。

なお、あっせん案件のため改めての調査は行っておりません。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって、番号7について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号7については原案可決されました。

（君復席）

お諮り致します。

番号8から番号16まで内容9件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号8から番号16まで内容9件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

番号8。

利用権の設定等を受ける者、
さん。

利用権の設定等をする者、
さん。

土地の所在、字クチヨロ原野73-1。

地目、登記簿、山林。

現況、畑。

面積、43,636㎡外5筆、合計の面積は288,510㎡。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、売買。

所有権の移転時期、平成30年9月27日。

対価の支払期限、平成30年11月14日。

土地の引渡時期は、対価の支払日。

価格は、7,070,000円。

支払方法は、指定口座振込みとなっております。

なお、番号9から番号16まで、利用権設定等の種類、成立する法律関係、土地の引渡時期、支払方法について、番号8と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号9。

利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字雷別136-4。

地目、登記簿、原野。

現況、畑。

面積、60,631㎡。

利用権設定等の内容は、普通畑。

所有権の移転時期、平成30年9月27日。

対価の支払期限、平成30年10月31日。

価格は、139,000円。

番号10。

利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]

[REDACTED]さん。

利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字雷別1-2。

地目、登記簿、牧場。

現況、採放地。

面積、262,648㎡外3筆、合計の面積は354,774㎡。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

所有権の移転時期、平成30年9月27日。

対価の支払期限、平成30年10月31日。

価格、3,860,000円となっております。

番号11。

利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字西熊牛原野西2線117。

地目、登記簿、原野。

現況、畑。

面積、1, 152 m²。

利用権設定等の内容は、普通畑。

所有権の移転時期、平成30年9月27日。

対価の支払期限、平成30年10月31日。

価格、21, 000円。

番号12。

利用権の設定等を受ける者、[redacted]、[redacted]さん。

利用権の設定等をする者、[redacted]、[redacted]さん。

土地の所在、宇西熊牛原野29-2。

地目、登記簿、牧場。

現況、採放地。

面積、12, 851 m²外3筆、合計面積は49, 124 m²。

利用権設定等の内容は、採放地。

所有権の移転時期、平成30年9月27日。

対価の支払期限、平成30年10月31日。

価格は、261, 000円。

番号13。

利用権の設定等を受ける者、[redacted]、[redacted]さん。

利用権の設定等をする者、[redacted]、[redacted]さん。

土地の所在、宇西熊牛原野西4線127。

地目、登記簿、原野。

現況、畑。

面積、937 m²外2筆、合計面積が5, 930 m²。

利用権設定等の内容は、普通畑及び採放地。

所有権の移転時期、平成30年9月27日。

対価の支払期限、平成30年10月31日。

価格は、75, 000円。

番号14。

利用権の設定等を受ける者、[redacted]、[redacted]さん。

利用権の設定等をする者、[redacted]、[redacted]さん。

土地の所在、字栄241。

地目、登記簿、原野。

現況、畑。

面積、1, 341 m²。

利用権設定等の内容は、普通畑。

所有権の移転時期、平成30年9月27日。

対価の支払期限、平成30年10月31日。

価格は、32, 000円。

番号15。

利用権の設定等を受ける者、[redacted]、[redacted]さん。

利用権の設定等をする者、[redacted]、[redacted]さん。

土地の所在、字西熊牛原野 29-5。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、2,687㎡外6筆、合計面積が34,447.29㎡。

利用権設定等の内容は、普通畑。

所有権の移転時期、平成30年9月27日。

対価の支払期限、平成30年10月31日。

価格は、206,000円。

番号16。

利用権の設定等を受ける者、

さん。

利用権の設定等をする者、

さん。

土地の所在、字西熊牛原野西4線65-6。

地目、登記簿、牧場。

現況、採放地。

面積、138㎡。

利用権設定等の内容は、採放地。

所有権の移転時期、平成30年9月27日。

対価の支払期限、平成30年10月31日。

価格は、1,000円となっております。

なお、番号8から番号16まで、すべてあっせん案件のため改めての現地調査は行っておりません。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって、番号8から番号16まで内容9件について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号8から番号16まで、内容9件については原案可決されました。

以上をもって、議案第79号、内容16件は原案可決されました。

◎閉議の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） これをもちまして、第16回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

◎閉会の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） 第16回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

どうも御苦労さまでした。

(午前11時40分閉会)